八街市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

八 街 市 長 [illegible]

八街市条例第 26 号

八街市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第５４条の３において準用する法第４６条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援(法第３０条の２０第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を行う事業をいう。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（運営に関する基準）

第２条　運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和７年内閣府令第９５号）の定めるところによる。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。